

利根川水系利根川・江戸川河川整備計画フォローアップ委員会規則

(趣旨等)

第1条 本規則は、国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）が「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」（以下「河川整備計画」という。）策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう河川整備計画の点検を行うにあたり、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く場として設置する利根川水系利根川・江戸川河川整備計画フォローアップ委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、委員会、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

また、委員会は河川整備計画に基づいて実施される事業のうち、再評価、事後評価の対象となる事業について、局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(委員会の委員及び組織)

第2条 委員は、利根川水系利根川・江戸川に関する学識や知見を有する者のうちから、局長が委嘱する。

2 委員は9人以内で組織する。

3 委員の任期は2年以内とする。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員の代理出席は認めない。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。

8 委員会には、関係都県の担当者をオブザーバーとして参加させることができる。

9 委員長は、会務を総理する。

10 委員長に事故があり、参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員会の庶務)

第3条 委員会の庶務は、河川部河川計画課、利根川上流河川事務所、利根川下流河川事務所、江戸川河川事務所、高崎河川国道事務所及び利根川ダム統合管理事務所において処理する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定め、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

(附則)

第5条 本規則は、令和2年12月3日から施行する。